

1. A2 訪問型サービス(独自)介護予防介護訪問型サービス(現行相当)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位	算定単位
A2	コード						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1176	1月
A2	2111	訪問型独自サービス11日割り			日割の場合 ÷ 30.4日	39	1日
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2349	1月
A2	2211	訪問型独自サービス12日割り			日割の場合 ÷ 30.4日	77	1日
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合		3727	1月
A2	2321	訪問型独自サービス13日割り			日割の場合 ÷ 30.4日	123	1日
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割り			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割り			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割り			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割り			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割り			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割り			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位の10%減算		1月
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位の12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位の15%加算	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割り				所定単位の15%加算	1日
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位の15%加算	1回
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位の10%加算	1月
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割り				所定単位の10%加算	1日
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位の10%加算	1回
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位の5%加算	1月
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割り				所定単位の5%加算	1日
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位の5%加算	1回
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	二 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位の270/1000		
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位の287/1000		

A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1	へ 介護職員等処遇改善加算	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位の249/1000		1月
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位の266/1000		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位の207/1000		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位の170/1000		

※事業費においては、地域加算1単位10.21円として算定する。(ただし住所地特例者においてはその者が利用する事業所所在地における地域加算を用いる)

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。